

専決処分の報告について  
(市道上之屋 24 号側溝蓋隙間転落事故)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 13 日

那覇市長 知念 覚

- 1 事 件 名 市道上之屋 24 号側溝蓋隙間転落事故
  
- 2 賠償の相手方  
及び賠償額  
相 手 方 那覇市繁多川在住  
賠 償 額 80,867 円
  
- 3 和 解 事 項
  - (1) 那覇市は、賠償の相手方に対し、那覇市の責任割合を 3 割として上記の賠償額を支払う。
  - (2) 那覇市と賠償の相手方は、本件事件に関し、上記賠償額のほか何らの債権債務のないことを確認する。